

茨城工業高等専門学校企画会議規則

〔平成13年6月21日
制 定〕

第1条 茨城工業高等専門学校教員組織規則第54条第2項の規定に基づき、企画会議に関する必要な事項を定めるものとする。

第2条 企画会議は、校長を補佐し、茨城工業高等専門学校の管理運営に関する重要事項について原案を策定し、校務の円滑な運営を図ることを目的とする。

第3条 企画会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（教務主事）、副校長（学生主事）及び副校長（寮務主事）
- (3) 副校長（専攻科長）、副校長（地域連携・評価）及び副校長（総務）
- (4) 事務部長

第4条 校長は、企画会議を招集し、その議長となる。

第5条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第6条 企画会議の事務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成13年6月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年11月1日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。